

令和7年度

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
のうちCLT・LVL等の利用拡大のための環境整備
（持続可能な木材供給・利用の環境整備）

報 告 書

令和8（2026）年3月

林野庁

目次

第1章 事業概要	1
1.1. 背景と目的	1
1.2. 実施内容	1
1.2.1. 検討委員会の設置・運営.....	2
1.2.2. 追加検討・調査事項.....	4
1.2.3. 事業の実施スケジュール.....	5
第2章 検討経過	6
2.1. 第1回検討委員会.....	6
2.2. 第2回検討委員会.....	8
2.3. 第3回検討委員会.....	11
第3章 追加調査結果	13
3.1. 個別ヒアリングの実施結果.....	14
3.1.1. 川上（森林経営・素材生産） A社.....	14
3.1.2. 川中（木材加工・流通） B社.....	15
3.1.3. 川中（木材加工・流通） C社.....	15
3.1.4. 川中（木材加工・流通） D社.....	16
3.1.5. 川下（建築事業者等） E社.....	17
3.1.6. 最終需要者（建築主等） F社.....	17
3.1.7. 最終需要者（建築主等） G社.....	18
3.1.8. 評価機関等 H社.....	19
3.2. 持続可能性に配慮した木材の供給拡大に向けた調査（アンケート）	19
第4章 「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイダンス」について	34
巻末資料	

第1章 事業概要

1.1. 背景と目的

我が国の森林は、人工林を主体に利用期を迎えており、この豊富な森林資源を活かして、林業・木材産業の成長産業化を実現するためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要である。また、持続可能な社会の実現に向けた近年の世界的な動向も踏まえ、建築分野では、利用する木材について、森林の生物多様性保全の観点も含めて持続可能性に幅広く配慮することが求められている。

このため、持続可能性に配慮した木材供給に対応しつつ、これまであまり木材が使われてこなかった中高層建築物等における CLT・LVL 等の利用環境の整備を図ることが必要である。

本事業は、建築事業者等からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給について、木材供給事業者向けのガイダンスの作成を行うことを目的とする。

1.2. 実施内容

過年度には、林野庁において、国際的な ESG 関連情報開示の動向も踏まえた建築物への木材利用の評価項目・評価方法を示す「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」（以下、評価ガイダンス）が策定されており、川下（建築事業者等）の木材利用に対する関心の高まりについては一定の整理が行われたところである。これを踏まえて、令和 6（2024）年度に、最終需要者（建築主等）や川下（建築事業者等）の持続可能性に配慮した木材供給を求める動きに対応して川上（森林経営・素材生産）・川中（木材加工・流通）が行う木材供給のあり方について、森林の生物多様性の保全の観点も含めて、関係者が取り組む際の参考となる情報の整理を行った。今年度は、これらの成果を踏まえながら、川下（建築事業者等）からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給について、木材供給事業者向けのガイダンスの作成を行った（図 1-1）。

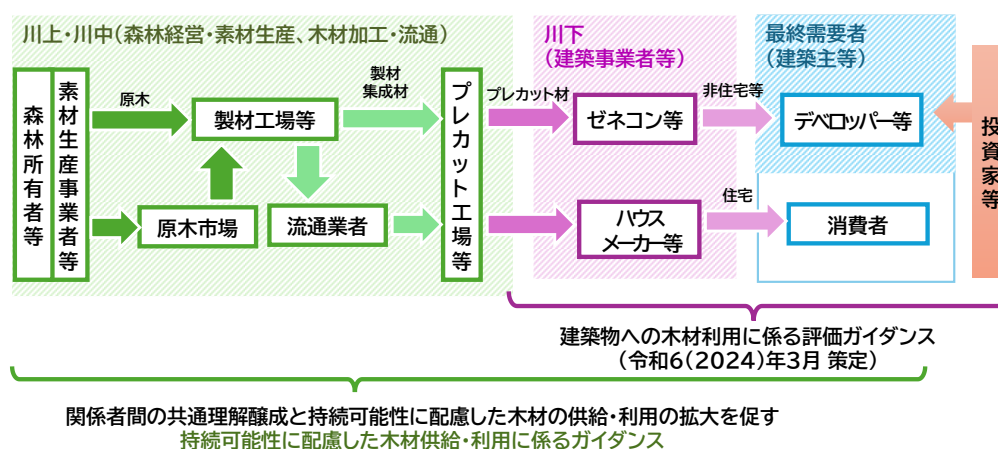


図 1-1 我が国の木材供給・流通のイメージと持続性に関する整理の状況

本事業では、学識経験者等で構成する委員会を設置し、木材供給事業者が建築事業者等からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給について、木材供給事業者向けのガイダンスの検討を行った。

具体的な実施内容は、1.2.1 から 1.2.3 のとおりである。

1.2.1. 検討委員会の設置・運営

本事業の実施にあたっては検討委員会を設置した。委員は、川上・川中・川下の幅広い分野から実務に関する有識者や学識経験者等が偏りのないように配慮し、表 1-1 に示す 10 名により構成した。また、検討委員会では、事業の実施方針の策定および進捗管理を行うとともに、委員から専門的かつ技術的な指導および助言を受けた。

表 1-1 検討委員等の一覧

No.	分野	氏名	所属・役職
1	学識 経験者	立花 敏 (座長)	京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 森林・人間関係学分野 教授
2	学識 経験者	青井 秀樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長 (木材利用動向分析担当)
3	金融	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第2部 主任研究員
4	川上	佐藤 太一	南三陸森林管理協議会 事務局長 (株式会社佐久 代表取締役)
5	川上	田島 大輔	田島山業株式会社 取締役
6	川上	早瀬 悟史	全国森林組合連合会 組織部長
7	川中	鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長
8	川中	本郷 浩二	一般社団法人全国木材組合連合会 副会長
9	川下	青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長
10	川下	関山 泰忠	大成建設株式会社 設計本部 専門デザイン部 木質建築推進室 シニア・アーキテクト

注：敬称略。分野別かつ五十音順に示す。

検討委員会は、令和 7 (2025) 年 8 月 8 日、令和 7 (2025) 年 11 月 10 日、令和 8 (2026) 年 2 月 13 日の 3 回実施した。開催実績および実施状況は表 1-2、図 1-2 のとおりで、詳細な検討経緯や意見概要は第 2 章 に示す。なお、検討委員会の実施においては、対面および Web 会議システムを併用した。

表 1-2 検討委員会の開催実績

No.	区分	日時・場所・概要
1	第1回	日時 令和7(2025)年8月8日(金) 15時00分から17時30分まで 場所 日林協会館 3階 大会議室 (東京都千代田区六番町7番地) 検討事項 事業の実施計画、追加検討・調査項目 等
2	第2回	日時 令和7(2025)年11月10日(月) 13時30分から16時00分まで 場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6階 カンファレンスルーム6E (東京都新宿区市谷八幡町8番地) 検討事項 事業の実施状況、追加調査の中間報告、(仮称)持続可能性に配慮した木材供給に係るガイドランス(案)について 等
3	第3回	日時 令和8(2026)年2月13日(金) 15時00分から17時30分まで 場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6階 カンファレンスルーム6E (東京都新宿区市谷八幡町8番地) 検討事項 持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイドランス(案)について 等

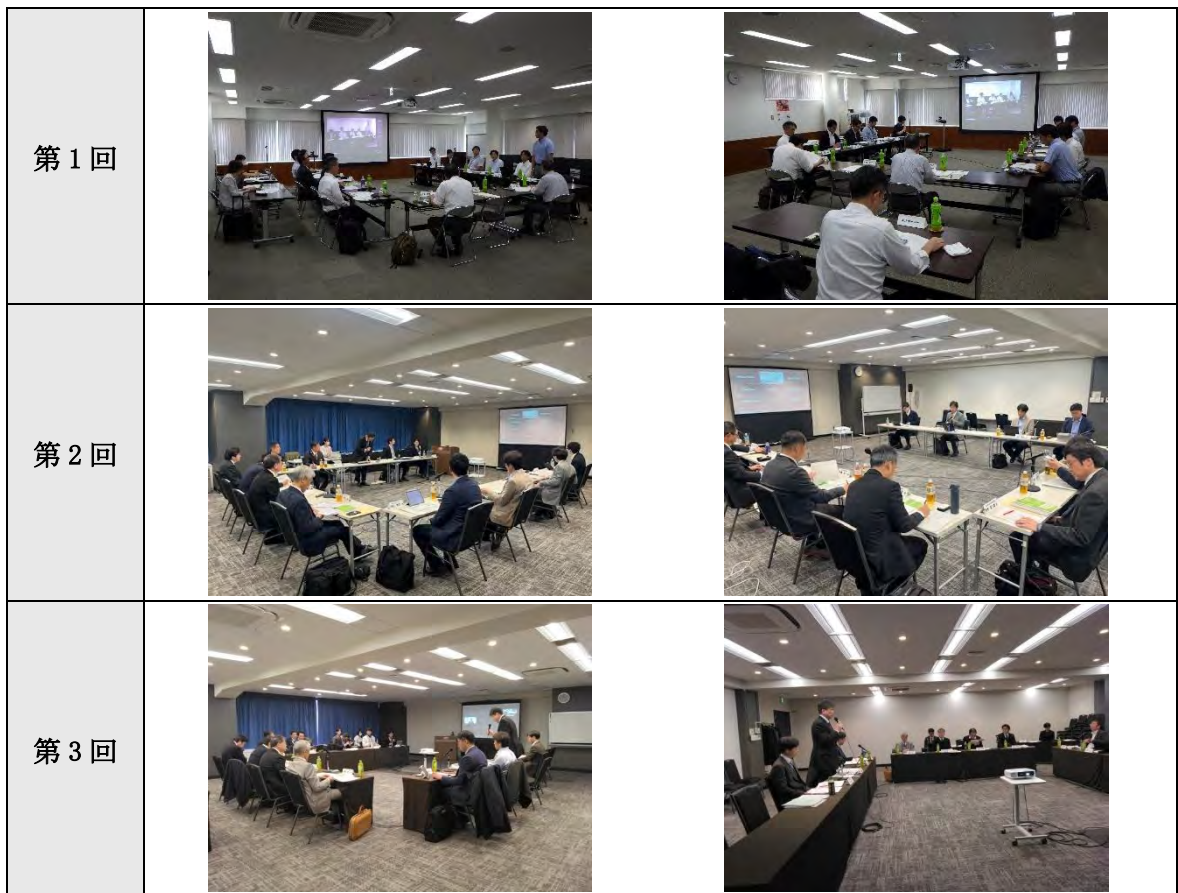


図 1-2 検討委員会の実施状況 (第1回・第2回・第3回)

1.2.2. 追加検討・調査事項

「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイドンス」(以下、ガイドンス)を作成するため、過年度に整理した「持続可能性に配慮した木材の課題と対応方向」(表 1-3)を基に、追加検討及び追加調査を実施した。

表 1-3 持続可能性に配慮した木材の課題と対応方向 (令和 6 年度整理)

(1) 全般的な事項	
【課題】	【対応方向】
<ul style="list-style-type: none"> ガイドンスの役割 	<ul style="list-style-type: none"> 川上/川中/川下で共通認識を持った上で持続可能性に配慮した木材の利用を促進するものとして整理(「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」の別冊とすることも想定) 森林組合、林業事業者等の森林管理の担い手、木材の流通・加工事業者、建築事業者等、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者が使用するものとして分かりやすく整理
(2) 情報の種類等	
【課題】	【対応方向】
<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性に配慮した木材の要素 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の対象は建築物において利用される木材であり、「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」(R6.3)において整理された要素に加え、生物多様性の保全に配慮した森林施業など最近の動向への対応を整理
<ul style="list-style-type: none"> 合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 川下事業者と連携して行う取組も含め川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱いについて、事例を基に情報の内容を整理
<ul style="list-style-type: none"> 国際的な枠組みへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な枠組における林業分野で必要な情報の内容を日本の森林及び関係者の特徴を踏まえて整理
(3) 情報の確認・伝達	
【課題】	【対応方向】
<ul style="list-style-type: none"> 事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の種類に応じた伝達方法を整理
(4) 関係者の役割	
【課題】	【対応方向】
<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、求められる役割 	<ul style="list-style-type: none"> 川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定されることから、役割の整理に向けた着眼点を更に整理

追加調査を行うにあたっては、過年度に引き続き、以下に示す2つの視点に留意した。

持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討等の2つの視点

- (1) 持続可能性に配慮した木材供給の際に木材供給事業者（川上・川中）が求められる取組の水準
- (2) 木材供給事業者（川上・川中）が上記の水準を満たしていることを確認し、かつ、その情報を建築事業者等（川下）まで伝達する方法

追加調査の手法は、インターネット・文献調査（以下、文献調査等）、聞き取り調査（事例調査・ヒアリング）、アンケートである。調査結果は、整理すべき内容を念頭に置きながら、ガイダンス本文及び「持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する事例」で紹介した。

聞き取り調査対象（事例）は、川下（建築事業者等）・最終需要者（建築主等）における持続可能性に配慮した木材の調達に係る実態や持続可能性への配慮の付加価値化に係る認識について把握するため、第1回検討委員会において検討した上で選定した。また、合法木材や認証材の供給・流通に係る実態を把握するため、川上（森林経営・素材生産）・川中（木材加工・流通）についても追加調査を行った。

最終的には、聞き取り調査（事例調査・ヒアリング）で収集した情報を活用し、木材供給事業者（川上・川中）が建築事業者等（川下）からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給のあり方を検討し、ガイダンスにおいてとりまとめた。

1.2.3. 事業の実施スケジュール

本事業は、表 1-4 のとおり実施した。

表 1-4 事業の実施スケジュール

事業期間	令和7（2025）年						令和8（2026）年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
検討委員会の設置・運営			★ 第1回 8/8			★ 第2回 11/24	ガイダンス案 確認期間 →2/9から 2/20まで		★ 第3回 2/13		
ガイダンスの作成	追加調査等	追加調査 ・令和6年度からの補足等も含め、ヒアリング・ 現地調査・アンケートを実施									
	ガイダンス作成	素案①作成		素案②作成				素案③～校了			
とりまとめ							報告書の作成				
事業成果の普及										HPへの 情報公開	

第2章 検討経過

検討委員会を各節のとおり開催した。また、委員からの意見を抽出し、意見概要としてとりまとめた。

2.1. 第1回検討委員会

日 時 令和7(2025)年8月8日(金) 15時00分から17時30分まで

場 所 日林協会館 3階 大会議室

出席委員数 9名(1名欠席:事前意見徴取)

議事は、以下のとおりである。

- (1) 事業の実施計画
- (2) 追加検討・調査事項
- (3) 意見交換
- (4) その他

配布資料は巻末に掲載。

【1. 全般的な事項について(ガイダンス)】

- ◇ 日本では国内法を遵守し持続可能に生産されている木材がクリーンウッド法に基づいて流通していることを需要側にしっかり理解してもらうことが必要ではないか。
- ◇ 情報の伝達手段については、クリーンウッド法によって川上から川中の事業者書類を提出できるため、そこから川下への情報伝達の流れを確立することが重要。
- ◇ 川中の事業者のうち小規模な製材工場等では、改正クリーンウッド法施行後も証明を川下に流す意義がまだ浸透していない。取引先が小規模な工務店であり製材工場に求めて来ないことが背景にあるのではないか。
- ◇ 大手ハウスメーカーでは国際認証のなされた国産材を求める声があるが、認証材になることで木材にかかるコストが上がることへの懸念もある。また、住宅供給は大企業と零細企業に分かれており、意識も異なる。
- ◇ 現状では、中高層建築物に使う木材について、合法木材を使用するようにしているが、施主から合法木材や認証木材を求められることは少ない。一方、なぜコストアップしてまで木材を使うのかと考える時に合法木材や認証木材を使っていることが施主にとってアピールになるという話は出てきており、今後はそのようなものを積極的に使うことが増えるのではないか。
- ◇ 森林認証の取得・維持にコストがかかるが木材の販売で回収できていない。生物多様性に配慮した木材流通を考える上で、必要な費用を販売価格で回せるかという点について、川上の実態と川下の実態の双方をヒアリングしてほしい。

- ◇ 生物多様性への配慮については、TNFD への対応が求められる川下企業からの要望があつて川中・川上も動くと考えられる。
- ◇ 木材利用は CO2 排出削減や炭素貯蔵量の観点で評価が進んでおり、木材利用の主な理由となっている。合法木材を使って建物を造ることで木が植えられて、CO2 吸収に貢献するということを建築主やゼネコンが言えるようにすることが重要ではないか。
- ◇ 森林の更新とは、再生林だけでなく天然更新も含まれることに留意が必要。

【2. ガイダンスの役割について】

- ◇ 大手ハウスメーカーは森林認証のように ESG 投資の面などでオールマイティーに評価されるものを求める一方、工務店では認証材までは求めずクリーンウッド法をクリアしていることで施主に対して自然に優しい家を作っているとアピールするというやり方も考えられる。自分たちの欲しいものを選べるようなガイダンスができると良い。
- ◇ 森林認証がどういう形で持続可能性に配慮していると言えるのか、合法木材についてはどういうものかということの冒頭で明示することが重要。
- ◇ 「持続可能性に配慮した木材」については、森林認証に加えて、森林経営計画の運用見直しによって生物多様性保全に関するチェック項目を追加したことも含めてとりまとめてはどうか。
- ◇ 一部の森林組合では生物多様性や TNFD への関心が高まっている。それらについても取組手法やメリットをわかりやすくまとめて普及することは意義がある。
- ◇ 森林認証や生物多様性保全に取り組む林業経営者も出てきているので、そのような森林から産出されたことの価値が認められて売買につながったような事例が出てくると良い。本ガイダンスがそのような人の助けになると良い。
- ◇ 川中では、扱う木材について自ら付加価値を付けて商売しようというところまでは至っておらず、川下や消費者から求められるものに対応しているという状態。川上や国の取組を川下や消費者へきちんと伝えられるようなガイダンスができると良い。
- ◇ ガイダンスの冒頭で、持続可能性が担保された木材を使うことがどういうことなのか、伐採・再生林されることで CO2 吸収も含めてこうなるということを説明しておくとうい。
- ◇ 「持続可能性に配慮した木材」の確認を、サプライチェーンの中で、あるいは合法性確認のシステムをどう使って具現化するかという点を、ガイダンス作成後の展開も視野に入れて提案する形でまとめてほしい。

【3. 情報の種類・確認・伝達について】

- ◇ 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」の一例として挙げられている

指標は、日本ではあまり馴染みのない「生分解性チェーンソーオイル使用」等の世界的な森林認証に含まれる指標がある一方で、日本特有と思われる「長伐期化か帯状又は群状伐採による複層林化」という指標もある。日本を海外に合わせる、海外を日本に合わせるという議論ではなく、日本のこれから目指す森林像を踏まえてガイドンスを整理すべき。

- ◇ 自然共生サイトはこれまで環境省がメインで担当していたが、今年から農林水産省も参画するようになったため、自然共生サイトの視点も追加してほしい。
- ◇ 一般市場向けの製品に追加情報を加えて、その追加的コストを価格へ反映できるかは市場取引の形態次第である。一般市場向け製品と相対取引で扱われる注文製品では価値が異なり、後者の方が価値が高い。追加的な評価を独自に行っているものについては相対の中でストーリーを載せて付加価値のある取引を行う、という方向性も考えられる。
- ◇ ガイドンスでは、川下までの伝達方法として、日本国内で情報伝達を徹底するというだけでなく、海外から木材を輸入する場合も同様、合法性証明を取れないものは使わない、ということを示す必要がある。

【4. 関係者の役割について】

- ◇ 意見なし

【5. 追加調査（川上対象）について】

- ◇ 住宅メーカーの関連団体に対し、持続可能性や生物多様性に配慮した情報を伝達して役に立つのかどうかをヒアリングすることが有効ではないか。
- ◇ 生物多様性配慮の国際的意義は主に TNFD 対応にあり、多くの上場企業にとって重要課題となっている。川下企業のニーズがなければ川上は対応できないのが現実であり、川下側を対象とした調査が必要ではないか。
- ◇ 環境面で先進的な取組を実施している企業へのヒアリングにおいては、取組の理由、その証明に必要な書類の状況、取組をアピールするために更にあると有効な情報等について聴取できればよいのでは。
- ◇ アンケート対象を川中・川下までどのように広げるかについては、時間と予算の制約も踏まえ、林野庁と事務局で検討してほしい。

2.2. 第2回検討委員会

日 時 令和7（2025）年11月10日（月）13時30分から16時00分まで
場 所 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター 6階 カンファレンスルーム 6E
委員数 10名

議事は、以下のとおりである。

- (1) 事業の実施状況
- (2) 追加調査の中間報告
- (3) (仮称) 持続可能性に配慮した木材供給に係るガイドランス (案) について
- (4) 意見交換
- (5) その他

配布資料は巻末に掲載。

【1. ガイドランス (案) の位置づけについて】

- ◇ このガイドランスは、木材供給事業者向けとしているが、需要側にも見てもらうべき内容になる。R6.3に公表した「建築物への木材利用に係る評価ガイドランス」から接続できるように工夫してほしい。
- ◇ 「おわりに」にある「今後は、川上から川下までの関係者が共通認識のもとに連携し、持続可能性に配慮した木材の利用の実践と情報発信を進めていくことが重要」というメッセージはこのガイドランスの本質。ここを起点に、川上、川中、川下にどうなってもらいたいのかを膨らませて記載してほしい。
- ◇ 国産材の需要の大宗は中小工務店であり、持続可能性に関する国際的な動向まで関心が至っていないのが実情。このガイドランスが誰に向けてどのように訴えるものなのか、在り方を明確にしてほしい。
- ◇ 川下に対して、輸入材のグレーな実態を示して、そのような輸入材を使用しないように呼び掛けることも必要。
- ◇ ガイドランス完成後は、翻訳（特に英語）した上で海外にも発信してほしい。

【2. ガイドランス (案) の構成について】

- ◇ スライド7は目的ではなく概念整理に該当する内容であり、第1章ではなく第2章に置くべきではないか。
- ◇ ガイドランスを実際に使ってもらおうことを考えると、まず「使い方」を最初に示す構成にすべきであり、スライド7はその中で重要な回答になり得る。このため、「認証材でなくても持続可能性に配慮した木材である」ことを前段で述べてスライド7に誘導し、スライド7を起点として合法木材、森林経営計画、生物多様性等と後述のページに誘導するような構成にすることで、各章が分断された構成とならないような工夫をしてほしい。

【3. 持続可能性に配慮した木材の考え方について】

- ◇ 日本型の持続可能性を示す仕組み（森林経営計画等＋クリーンウッド法に基づく合法性確認）と、国際的な認証制度との関係・位置づけを示してほしい。

- ◇ 世界の森林面積は減少しているが、森林の蓄積量はほぼ横ばいであるという状況がある一方で、日本の森林面積はほぼ一定であり森林の蓄積量が増加している。日本の森林はこの点でも持続的に管理されているといえることを示してほしい。
- ◇ 合法木材と管理木材（Controlled Wood）は同等といえるのか整理してほしい。
- ◇ 森林認証と森林経営計画が並列になっていることに違和感。誤解を招かないためにも慎重に検討してほしい。
- ◇ 合法木材、森林経営計画、生物多様性すべてが揃って持続可能木材であると認識していたが、ピラミッド図では違法伐採以外が持続可能であるように捉えられる。持続可能性に関する取組にグラデーションがあるという考え方なら、合法以上を「持続可能な木材」ではなく「持続可能性に配慮した木材」とすべき。
- ◇ ピラミッド図だと森林認証の上に TNFD や自然共生サイト等が位置するように示されているが、関係は慎重に整理すべき。生物多様性は上位関係ではなく包含関係ではないか。
- ◇ 川下事業者としては、合法材や認証材などを選択する上で、それぞれのメリットやランクなどの位置付けについて解説があると使いやすい。

【4. 関係者の役割について】

- ◇ 川下から求めることで川上が対応していくという流れが想定される。川下の役割として持続可能性への配慮の要求レベルを提示して求めていくことを追加してはどうか。
- ◇ 森林認証において、何をもち生物多様性を担保していると言えるのかについて決まった指標はないため、各団体が独自のリスクに応じた指標を設定してモニタリングを実施しているのが実情である。一方で、FSCの中で生態系サービス（水源涵養機能等）の評価制度があるため、それは間接的に該当するのではないか。

【5. 具体的な取組手法について】

- ◇ 天然更新について、広葉樹施業等で積極的に行うところもある。基本計画でも天然林化を促している。国としては再生林の推進に重点があるのだろうが、再生林より劣っているとの記載にならないようにすべき。
- ◇ 森林経営計画の運用見直しにおいて、生物多様性への配慮が取り入れられた。今後、これがどのように確認され活かされているかを調査していくことが大切ではないか。
- ◇ 川下では、合法性や再生林を確認する書類がどのようなものか分からない事業者が多いので、具体的に資料として掲載し、説明を付けてもらえると助かる。
- ◇ 改正クリーンウッド法において第一種事業者は合法性確認及び情報伝達が義務付けられている一方、第二種事業者では努力義務である。このため合法性が確認されない木材が流通している現状を川下へ正しく伝える必要がある。また、任意であって

も合法性の連鎖を求めていくことの重要性を明確に示すべき。

2.3. 第3回検討委員会

日 時 令和8(2026)年2月13日(金) 15時00分から17時30分まで
場 所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6階 カンファレンスルーム 6E
委員数 10名

議事は、以下のとおりである。

- (1) 持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイドンス(案)について
- (2) 意見交換
- (3) その他

【1. ガイドンスの構成について】

- ◇ 立場・関心に応じて参照すべき項目を示したフロー図(「はじめに」図0-2)はわかりやすい。ただ、飛んだ先が知りたいことにストレートに答えているかという疑問。立場に応じて書き分けた小項目があってもいいと思う。またはフロー図を「何に関心がありますか」と丸めた表現にするのも良いか。
- ◇ 事前送付資料では「はじめに」でガイドンスの使い方が書かれていて、自分としては入り込みやすかったのですが、構成が変わってしまったのは残念。
- ◇ 知識はたくさん書いてあるが、川下がどうすればいいのかがわかりづらい。合法伐採木材では「何を確認すればいいか」「誰が作っているか」と順を追ってわかるようにしてほしい。また、合法伐採木材や生物多様性などのそれぞれについてアピールする方法を端的に示してほしい。
- ◇ 川下の先の発注者(「河口」)が重要。挙げられた種類の木材について、手に入れやすさ(規模感)や入手プロセスが分かりやすいとよい。
- ◇ 情報は整理されているが、川下が何を指せばいいのかがわかりにくい。民有林でも森林経営計画など管理経営のための指針を持ってほしい、川下にもそれを応援してほしいということであれば、目指す姿をまとめて書いてほしい。

【2. 第1章について】

- ◇ 事前送付資料で1章にあったコラム「日本の森林の評価について」に係る記載は、「日本は制度的に持続可能性の最低限のところはしっかりと担保されていて、それが川下に伝わっていないことが課題」とはっきり述べられていて良かったが、記述が2章に移動・縮小してしまったことは残念。

【3. 第2章について】

- ◇ 国内制度の範囲の概念図（図 2-1）はレイヤーが重なるほど配慮の度合いが高いと示してもらえるとわかりやすい。
- ◇ 更新方法について、仮に天然更新されない場合の5年後の植栽義務等、造林が担保されていることをはっきり示す方がよい。一方、市町村のチェック機能が課題。川下の信頼を失わないような対応が必要。川上の意識付けとして記載するのがよいか。

【4. 第3章について】

- ◇ 自然共生サイトについて記述が見えないが、どう位置付けるか導線だけでもあるとよい。

【5. 森林認証のコスト（アンケート結果）について】

- ◇ 認証費用・維持費用について、アンケートで回答のあった以上に負担している事例も知っている。アンケート結果は安いという印象。この数字のまま受け取られるともったいない。運営の人的コストもかかっていることが伝わるとよい。
- ◇ 1m³あたりの認証コストが不明というのは、登録・維持費用だけでなく事務的な手間も含めると妥当な値がわからない、または認証材の引き合いがなく考えられないという面もあると思う。話し合うことが重要という方向に持っていくのではないか。

【6. その他】

- ◇ A4判4ページ程度の概要版（パンフレット）があるとよい。

第3章 追加調査結果

本章では、追加調査の結果を示す。

聞き取り調査（3.1 個別ヒアリングの実施結果）にあたっては、過年度に実施した調査を念頭に置き、ガイドランスの作成にあたって不足している情報を収集するため、表 3-1 の聞き取り項目を設定し、持続可能性に配慮した木材供給・利用を行う事業者等に対して、現在の事業等の取組状況を聞き取った。聞き取りにあたっては、基本的に対面による聞き取り・現地踏査を行った。

調査対象は、川上（森林経営・素材生産）・川中（木材加工・流通）・川下（建築事業者等）および最終需要者（建築主等）の3区分とし、各区分に該当する事業者について、第1回検討委員会における検討を経て選定した。このほか、3区分以外に評価機関等として関係団体も調査対象に追加した。

なお、調査実施日および調査対象は表 3-2 のとおりである。

表 3-1 聞き取り調査項目（調査対象共通）

川上（森林経営・素材生産）持続可能な木材（丸太）の供給を求められた場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林認証制度の取得状況と取得理由。認証取得の契機。 ・ 認証取得・維持の実態と課題（取得・維持に要するコストや人員負担の状況 等） ・ 認証取得による効果と変化（認証材の販売単価や需要。取引先等からの反応 等） ・ 情報の伝達と活用（各種情報を販売先へ伝達しているか 等） ・ 付加価値化の取組（認証・合法性対応コストを価格に反映できているか 等） ・ 今後の方向性と支援ニーズ（取組の発展、期待する支援 等）
川中（木材加工・流通）持続可能性に配慮した木材・木材製品を調達する場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性への取り組み（認証材、合法性を確認した材の取扱状況 等） ・ 情報のやりとり（川上から受け取る情報の充足度、課題。川下への情報提供の範囲 等） ・ 付加価値等への影響（認証、トレーサビリティ対応に伴うコストの影響 等） ・ 木材調達に係る持続可能性への配慮による負担の受容性 ・ 持続可能性に配慮した木材に係る支援ニーズ
川下（建築事業者等）建築物に持続可能性に配慮した木材を調達する場合
最終需要者（建築主等）建築物に持続可能性に配慮した木材を調達する場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に配慮した木材の利用状況（持続可能性に配慮した木材を採用した事例 等） ・ 木材の調達に関する認識（調達上の課題、調達にあたり必要と考える情報 等） ・ 付加価値や企業評価への影響（自社ブランドや顧客評価にあたる影響 等） ・ 木材調達に係る持続可能性への配慮による負担の受容性 ・ 持続可能性に配慮した木材に係る支援ニーズ
評価機関等 持続可能性や生物多様性に関する取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界全体の動向・課題認識 ・ 持続可能性に関する制度・基準への対応 ・ 情報の標準化・トレーサビリティ ・ 付加価値等への課題 ・ 政策・支援ニーズ

表 3-2 調査実施日および調査対象者

区分	No	調査実施日	調査対象者
川上	1	令和7(2025)年 10月29日	A社 1名：代表取締役
川中	2	令和7(2025)年 10月29日	B社 3名：理事長、課長 経営企画管理関係部署
	3	令和7(2025)年 10月29日	C社 3名：副参事兼事業部長、主任 木材販売関係部署
	4	令和7(2025)年 11月14日	D社 2名：代表取締役社長、常務執行役員
川下	5	令和7(2025)年 10月16日	E社 1名：グループ長 サステナビリティ関係部署
最終 需要者	6	令和7(2025)年 9月26日	F社 4名：部長、専門次長、マネージャー、 課長代理 総務関係部署、公務開発関係部署、 業務企画関係部署
	7	令和7(2025)年 10月21日	G社 6名：担当部長、ユニットリーダー、統括、 専任部長、マネージャー 経営企画関係部署、関連事業推進関係部署、 サステナビリティ関係部署
評価等	8	令和7(2025)年 10月30日	H社 4名：副会長、常務理事、参与

注1：調査の実施にあたっては、主に3名体制で一般社団法人日本森林技術協会 事業部 森林創生支援室、森林情報グループ、林業経営グループの職員が実施した。

注2：調査は、基本的に対面による聞き取りと、一部、現地踏査を行った。

3.1. 個別ヒアリングの実施結果

3.1.1. 川上（森林経営・素材生産） | A社

日 時 令和7(2025)年10月29日(水) 15時40分から17時00分まで

形 式 現地踏査

対象者 1名(代表取締役)

意見概要：

- ◇ SGEC 森林認証を取得しており、森林経営計画対象林全体でFM認証、製材工場でCoC認証を取得している。認証取得の契機は制度理解を通じた自社マネジメントの向上で、自主的な取組として導入した。
- ◇ 認証取得・維持に係る費用は年間約50万円程度であり、更新審査対応など一定の事務負担はあるものの、通常業務に追加する形で対応可能な範囲である。一方、生物多様性モニタリングや溪畔林の保全等の認証基準への対応は、木材生産の歩留まり低下につながる場合もあり、経営上の負担となる面がある。
- ◇ 認証材の需要は近年増加傾向にあり、ゼネコンや集成材メーカー等からの問い合わせ

が増加している。取引先によっては単価の上乗せが提示される場合もあり、平均すると約5%程度の価格上昇の傾向がある。

- ◇ 一方で、施主からの認証材要求が流通過程で十分に伝達されない場合があり、後から認証材が必要と判明するケースがある。また、流通段階で関与する企業が多くなるほど認証の付加価値や価格プレミアムが希薄化する傾向がある。
- ◇ 認証材の供給は発注後に伐採を行うケースが多く、対応には数ヶ月程度のリードタイムが必要なため、需要情報の早期共有が重要と考えている。
- ◇ 今後も認証基準に基づく森林整備を継続し、持続可能な森林経営を進めていく方針である。また、認証材が環境価値を有する木材として適切に評価され、市場においてより高い価格で取引されることに期待している。

3.1.2. 川中（木材加工・流通） | B社

日 時 令和7（2025）年10月29日（水）10時00分から12時00分まで

形 式 現地踏査

対象者 3名（理事長、課長。ほか1名）

意見概要：

- ◇ 合法木材の確認は、クリーンウッド法に基づく第1種木材関連事業者として、組合員から提出される証明書類の収集・管理を徹底している。独自様式の「納入開始届」を用いて伐採地や伐採種別、更新予定等の情報を整理し、伐採根拠書類とともに紙媒体およびPDFとして一元管理することで、合法性確認に必要な情報を体系的に蓄積している。
- ◇ 原木の出荷管理では、納入開始届ごとに付与される「土場名」を管理番号として用い、出荷伝票と照合することで、販売先においても伐採根拠書類を遡って確認できる仕組みを構築している。これにより、サプライチェーンを通じて合法性確認情報を共有できる体制としている。
- ◇ 書類確認に加え、伐採現場への抜き打ち確認を実施するなど、提出書類と現地状況の整合性を確認する取組も行っており、合法性確認の信頼性向上を図っている。
- ◇ 一方で、森林認証材は川下からの需要がほとんど見られないため現時点では取り扱いを行っておらず、合法性確認は付加価値よりも取引の前提条件としている。
- ◇ 合法性確認や制度対応に伴い、書類確認や組合員への制度周知等の人的な事務負担は増加しており、特にFAX中心の情報伝達や制度改正への対応が業務負担となっている。制度改正時の十分な準備期間の確保や、証憑手続の整理・標準化に期待している。

3.1.3. 川中（木材加工・流通） | C社

日 時 令和7（2025）年10月29日（水）13時30分から15時30分まで

形 式 現地踏査

対象者 3名（副参事兼事業部長、主任）

意見概要：

- ◇ 木材の合法性確認は、「搬入開始届」や伐採届適合通知書、保安林伐採許可書等の提出を義務付け、専任担当者による確認体制を整備している。また、合法木材認定事業者の認定窓口として約 150 社の認定事業者の管理や更新業務も担い、川上段階からの合法性確認体制の維持に取り組んでいる。
- ◇ 森林認証については、自ら取得するのではなく、認証を取得している製材所と需要者をつなぐなど、流通面での支援を行う役割を担っている。
- ◇ 産地証明は「県産材証明制度」を活用し、伐採地まで含めた詳細情報を記載した証明書を発行する体制を整えている。県や市町村の補助制度で必須書類となっていることや、設計者・施工者から産地指定の要望が増えており、産地証明の重要性は高まっている。
- ◇ 木材の販売では Web 共販システムを導入し、県内の共販所で全面的に運用している。材の情報を事前に確認した上で入札できる仕組みとすることで利便性が向上し、請求書や精算書等の自動生成により業務効率が大幅に改善する等、流通業務の効率化につながっている。
- ◇ 一方で、バイオマス材に係る GHG 管理は制度対応のための情報整理や、認定事業者の管理等に伴う事務負担は増加している。
- ◇ 近年は広葉樹材の需要が全国的に高まる一方、資源量の持続性に対する懸念もあり、資源量データの整備や適切な森林管理の実態について社会に発信していく必要がある。

3.1.4. 川中（木材加工・流通） | D社

日時 令和7（2025）年11月14日（金）10時00分から11時00分まで

形式 現地踏査

対象者 2名（代表取締役社長、常務執行役員）

意見概要：

- ◇ SGEC-CoC 認証を取得しているものの、実際に認証材を使用した案件はこれまで数件のみで、年間の取扱量も全体のごく一部に留まる。FSC 認証については取得していたものの、維持費に対して案件数が少なく費用対効果が見合わないことから返上した。
- ◇ 認証材の供給は、県内の認証林面積が限定的であることに加え、FM 認証林と CoC 認証事業者の連携が十分ではなく、広域的な安定供給体制が構築されていないことが課題といえる。
- ◇ 近年は非住宅建築を中心に認証材を求める動きも一部で見られるものの、必要量を安定的に確保できないことから、認証材を前提とした営業展開は難しい状況にある。
- ◇ 認証材の丸太価格は一般材よりやや高い傾向にあるほか、分離管理や書類作成、原料報告等の対応に伴う人的負担も生じている。一方で、認証材であることが価格上昇や明確な付加価値として評価されているとは言い難く、同価格であれば選択される可能性が

あるといえる。

- ◇ 持続可能性に配慮した木材利用を拡大するためには、認証材の安定供給体制の構築や証明手続の簡素化に加え、エンドユーザーが認証材の意義を理解し選択する環境を整えることが重要といえる。

3.1.5. 川下（建築事業者等） | E社

日 時 令和7（2025）年10月16日（水）13時00分から14時00分まで

場 所 対面による聞き取り調査

対象者 1名（グループ長）

意見概要：

- ◇ 木造建築の推進やグループ保有林の循環利用等を通じて、木材利用を脱炭素や生物多様性への配慮といった環境戦略の一環として位置付けている。グループ保有林では森林認証を取得し、トレーサビリティを確保しているほか、外部調達材についても基本的に認証材の活用を志向している。
- ◇ 一方で、国産材の認証材の流通量が限られていることから、必要量を確保できない場合には輸入材を代替として調達せざるを得ない状況があり、供給量の不足が木材調達上の課題といえる。
- ◇ 木造建築のコストについては、資材や管理面を含めて鉄骨造等と比較して約1割程度高くなるとの感覚があり、大規模建築では工期短縮効果も限定的である。
- ◇ 持続可能性に配慮した木材の利用は、ESGやカーボンニュートラルの観点から企業評価に寄与する可能性があるものの、現時点では賃料や販売価格に明確に反映できる段階には至っておらず、同価格であれば選ばれやすいという程度の評価に留まる。
- ◇ 木材利用の拡大に向けては、認証材の供給量の拡大や流通の安定化、トレーサビリティの明確化、耐火基準等の制度面の改善に加え、再造林の実施状況を対外的に示す仕組みの整備が重要といえる。
- ◇ 木材利用を促進する施策としては、供給側への補助よりも、入居者や最終需要者に対する税制優遇等のインセンティブが需要喚起に有効ではないか。

3.1.6. 最終需要者（建築主等） | F社

日 時 令和7（2025）年9月26日（金）10時00分から11時00分まで

場 所 対面による聞き取り調査

対象者 4名（部長、専門次長、マネージャー、課長代理）

意見概要：

- ◇ 自社建築物における木材利用においては、最終需要者としての使用者責任を踏まえ、最低限、合法性が担保された木材であることを重視している。木材利用に特化した社内基

準は設けていないものの、グループとしての「責任ある調達」に関する方針を踏まえ、個別プロジェクトごとに判断を行っている。

- ◇ これまで研修施設や地方支店等において国産材を中心とした木質化を進めてきたほか、新本店ビルの建設プロジェクトでは「循環」をコンセプトに、再生材を担保できる認証材の活用を基本方針として検討している。
- ◇ 一方で、大規模建築では使用する木材量が多く、品質確保や供給量、コスト面の制約も大きいことから、認証材のみで全量を調達することは現実的に困難だった。また、集成材や合板等ではトレーサビリティが複雑化し、産地情報の把握が難しくなる点も課題といえる。
- ◇ 持続可能性に配慮した木材利用は、現時点では投資家目線での経済的メリットが明確ではなく、投資案件としては導入のハードルが高い。
- ◇ 今後の木材利用拡大に向けては、森林による二酸化炭素吸収や木材利用の環境効果を社会に広く発信することに加え、再生材の実施状況を対外的に示す仕組みの整備や、認証制度の社会的認知向上が重要といえる。

3.1.7. 最終需要者（建築主等） | G社

日 時 令和7（2025）年10月21日（水）10時00分から11時00分まで

場 所 対面による聞き取り調査

対象者 6名（担当部長、ユニットリーダー、統括、専任部長、マネージャー）

意見概要：

- ◇ 当社グループでは、2021年に「木材調達ガイドライン」を策定し、森林破壊ゼロや高保全価値森林の保全等を方針として掲げ、2030年度までに合法・低リスク国産材または認証材100%調達を目標としている。現時点では木材調達実績の大半が合法・低リスク材であるものの、型枠用木材など一部資材ではトレーサビリティ確保が課題となっている。
- ◇ 当社グループの1つでは、「木の守プロジェクト」を通じてFSC認証材を用いた型枠合板の利用や地域材の直接調達に取り組むとともに、再生材の実施を担保する仕組みの構築を進めている。
- ◇ 特に、伐採後の植栽・育林に要する費用負担が再生材の課題となっているとの認識から、供給元との再生材協定の締結や、苗代・保育等の育林費を1m³あたりの木材価格に上乗せして支払う方式の試行を進めている。マンション内装材など木材使用量が比較的小さい案件から導入を試みており、サプライチェーン全体で森林資源の循環を支える仕組みとして検討している。
- ◇ 一方で、型枠用合板については、南洋材と比較して国産材は耐久性や使用回数の違いから現場での作業量増加やコスト増につながるなど、施工段階での課題もある。
- ◇ 持続可能性に配慮した木材利用の拡大に向けては、再生材の実施状況を確認できる仕

組みの整備や、CLT 建築のモデルケース創出、設計・施工情報の共有など、行政と民間の連携による環境整備が重要といえる。

3.1.8. 評価機関等 | H社

日 時 令和 7 (2025) 年 10 月 30 日 (木) 10 時 00 分から 11 時 30 分まで

場 所 対面による聞き取り調査

対象者 4 名 (副会長、常務理事、参与。ほか 1 名)

意見概要：

- ◇ 木材加工・流通業界全体としては、持続可能性に配慮した木材利用への関心は一部の大規模事業者や非住宅案件を中心に広がりつつあるものの、住宅建築を担う多くの中小工務店では認識が十分に浸透していない。需要者側が持続可能性を求めているため、供給側も対応できないという構造がある。
- ◇ 合法木材の取組は、グリーン購入法対応として約 20 年継続してきたが、主な需要は公共調達に限定されており、一般市場では付加価値として評価されていない。このため、分別管理等の追加的なコストが生じても価格転嫁が難しく、事業者負担となっている課題がある。
- ◇ 森林認証制度は、認証取得・維持に係る審査費用が高く、日本林業の収益構造では費用対効果が見込みにくいことから、認証林の撤退が相次いでいる状況がある。また、日本では FM 認証林自体が限られており、製材品としての認証材流通量は非常に限定的である。
- ◇ 改正クリーンウッド法への対応が業界として喫緊の課題となっており、最上流での合法性確認の義務化を踏まえ、今後は川中・川下への情報伝達の普及が重要といえる。一方で、零細事業者では FAX 取引が依然として多く、デジタル化やトレーサビリティシステムの導入には簡便な仕組みが必要である。
- ◇ 持続可能性に配慮した木材利用を拡大するためには、川下の需要喚起が重要であり、上場企業やプレカット工場などが調達条件を明確化することにより、サプライチェーン全体への波及効果が期待できる。また、森林認証制度に係る費用支援など政策的支援の必要性もあるといえる。

3.2. 持続可能性に配慮した木材の供給拡大に向けた調査 (アンケート)

本節では、「持続可能性に配慮した木材」の供給における関係者の負担等の状況について把握するため、森林認証制度を取得している都道府県森林組合連合会および森林組合を対象に、「持続可能性に配慮した木材の供給拡大に向けた調査」(アンケート)を実施した。本調査の結果の一部は、ガイダンス本文のコラムとして紹介している。

調査の実施期間は、令和 7 (2025) 年 11 月 4 日 (火) から 11 月 19 日 (水) までとし、

実施方法は Microsoft Forms を使用したアンケートである。本フォームからの回答が難しい場合は、別途様式 (Excel) にて回答を回収した。

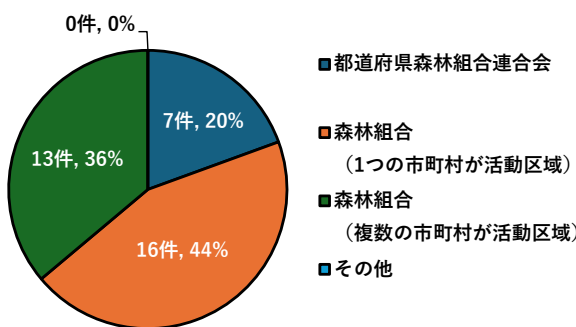
対象者は、森林認証を取得している都道府県森林組合および森林組合であり、全都道府県 607 森林組合のうち推定 125 組合 (インターネット調査による) を対象とした。回収結果は、推定 125 組合のうち 36 件 (回答率 28.8%) となった。

アンケートの内容は、森林認証制度に係る内容は 5 つの項目 (計 18 問) を聞き取っている。そのほか、3 つの項目 (今後の展望、他の取組、その他) を聞き取った。以下、その他を除く 7 つの項目で結果を示す。

(1) 基礎情報

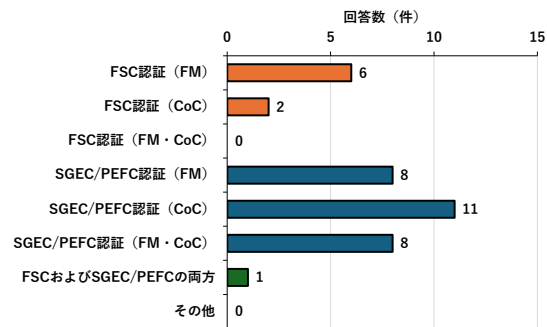
調査の回答数は 36 件 (約 29%) で、回答者の組合種別は「森林組合 (1 つの市町村が活動区域)」が 16 件と最も多く、次いで「森林組合 (複数の市町村が活動区域)」が 13 件であった (図 3-1)。

また、回答者の取得森林認証の種類では、FSC 認証 (以下、FSC) を取得している団体は 9 件 (約 24%)、SGEC/PEFC 認証 (以下、SGEC) を取得している団体は 28 件 (約 76%) であり、SGEC を取得している団体からの回答が多かった。具体的な種類でみると、FM (Forest Management) は 14 件 (FSC が 6 件、SGEC が 8 件)、CoC (Chain of Custody) は 13 件 (FSC が 2 件、SGEC が 11 件)、FM と CoC の両方取得は SGEC のみで 8 件であった。また、FSC および SGEC の CoC 両方を取得していると回答した団体が 1 件あった (図 3-2)。



注：総数 36 件。単一回答

図 3-1 回答者の組合種別



注：総数 36 件。単一回答

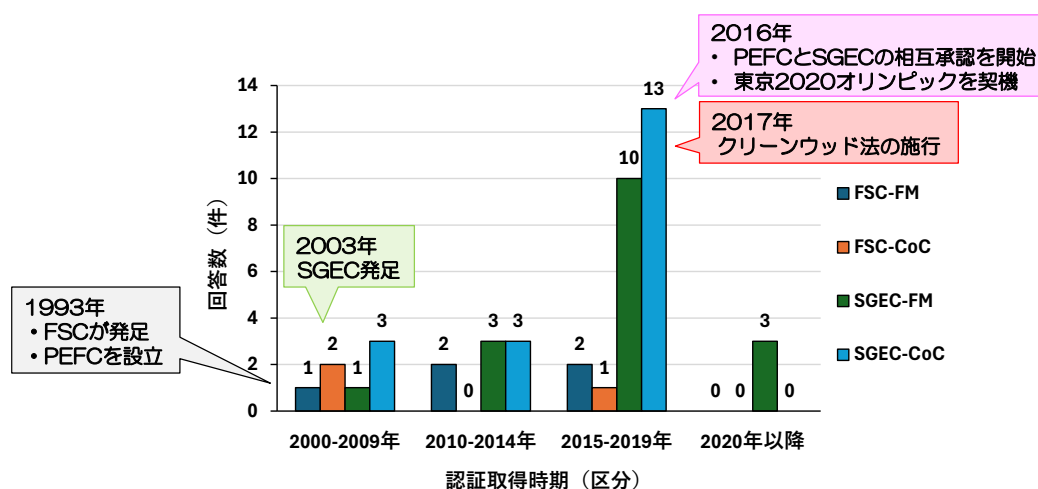
図 3-2 回答者の取得森林認証の種類

次に、図 3-3 より森林認証の取得年の傾向をみると、平成 12 (2000) 年から平成 26 (2014) 年の間は、認証を取得した団体が少なかった。

最も取得が多いのは、平成 27 (2015) 年から令和元 (2019) 年の間である。この要因として、平成 28 (2016) 年に PEFC と SGEC が相互承認され、SGEC が国際的認証として機能し始めたことが、国内団体にとって取得の機運醸成につながったと推測される。また、平成 29

(2017)年にはクリーンウッド法が施行され、合法伐採木材の確認が制度化したことで、流通・加工 (CoC) を中心に、「証明手段としての認証」が注目されたと考えられる。さらに、平成 27 (2015) 年から令和元 (2019) 年にかけて、東京 2020 オリンピックを契機に、合法性・持続可能性の証明が意識され、FSC や SGEC が主要な証明手段として用いられた結果、施設の建設需要に応じて認証取得した団体が急増したといえる。

そのほか、平成 27 (2015) 年の国連サミットでの SDGs 採択、その後のパリ協定、企業の非財務情報開示 (ESG 情報開示) 等の潮流によって、木材調達の透明性が重視されるようになったと考えられる。



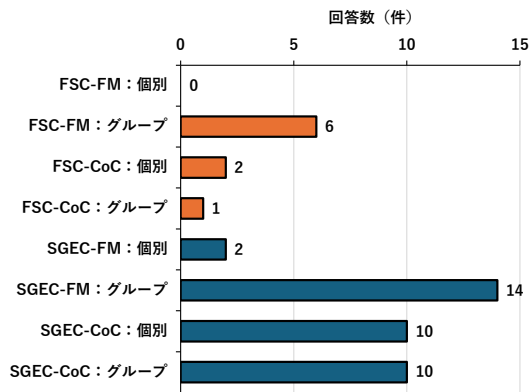
注：総数 44 件。単一回答を加工。無回答 1 件。

図 3-3 森林認証の取得年の動向

次に、図 3-4 より森林認証の形態の詳細を整理すると、FSC は 9 件 (約 20%)、SGEC は 36 件 (約 80%) で、SGEC を取得している団体が多い傾向にあった。なお、種類では FM が 22 件 (FSC が 6 件、SGEC が 16 件)、CoC が 23 件 (FSC が 3 件、SGEC が 20 件) と、ほぼ同一の件数の取得であり、どちらかに偏るといことがなかった。

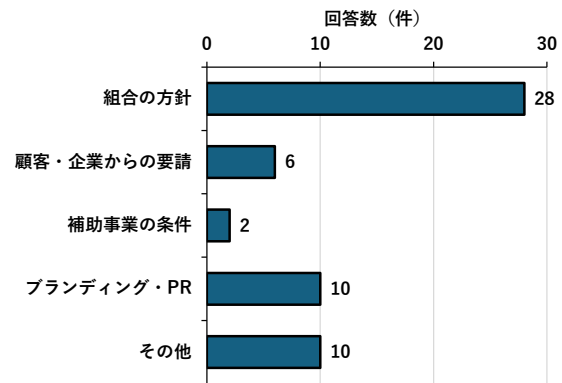
個別認証が 14 件 (約 31%)、グループ認証が 31 件 (約 69%) であり、グループでの認証取得が半数以上を占めていた。特に FM では、ほぼグループ認証での取得となっていた。

図 3-5 の認証取得の主な動機では、最も多かったのが「組合の方針」の 28 件 (約 50%) であった。次いで、「ブランディング・PR」と「その他」が 10 件ずつである。「その他」の内容を整理すると、上位組織 (行政や流域等) が主体的に認証取得を推進していることもわかった。これにより、認証取得は個別事業者の自発的判断というより、連合会や組合・地域、流域レベルの方針決定で実施されていることがわかった。このほか、販売促進・流通の仕組みづくりとして実施しているという回答があった。



注：総数 45 件。単一回答を加工。

図 3-4 森林認証の形態



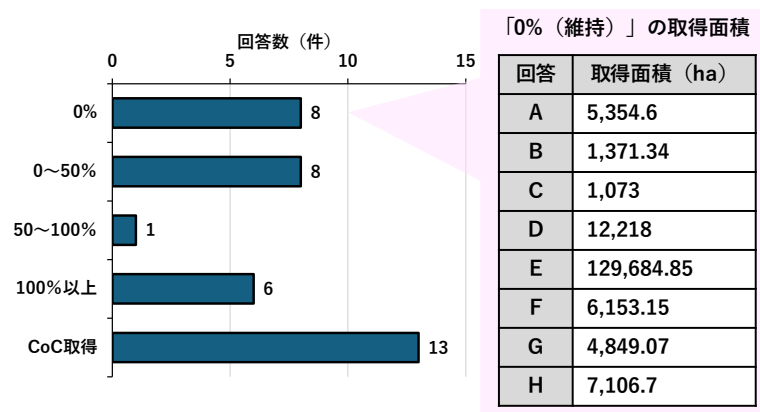
注：総数 56 件。複数回答。

図 3-5 認証取得の主な動機

(2) 認証の取得・維持に関する実態

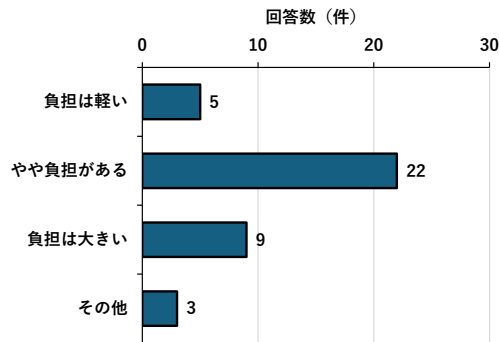
認証取得から現在における認証面積を増減率で整理すると図 3-6 のとおりである。「0% (維持)」が 8 件 (約 22%) であり、取得時点で既に大きな面積 (約 5,000 ha~) を認証した団体が維持している傾向にあることがわかった。次に「0~50%」は 8 件 (約 22%)、「50~100%」は 1 件のみであった。「100%以上」は 6 件 (約 17%) あり、そのほとんどの団体が認証面積が 2 倍以上に増加していた。なお、「CoC 取得」は、FM 認証を取得していない団体である。

次に、認証関連業務に掛かる人員負担は図 3-7 のとおりである。「やや負担がある」が 22 件 (FSC 6 件、SGEC 16 件)、CoC が 23 件 (FSC 3 件、SGEC 20 件) と、ほぼ同一の件数の取得であった。



注：総数 36 件。単一回答。

図 3-6 認証取得時から現在における認証面積の増減率



注：総数 39 件。単一回答。補足で「その他」を選択可とした。

図 3-7 認証関連業務に掛かる人員負担

次に、回答者から得た初期費用および維持費用を基に、認証取得面積あたりの負担度合いを、表 3-3 の認証取得に要する初期費用の負担度合い（実費用・支援あり）、表 3-4 の認証維持費用の負担度合い（実費用・支援あり）のように整理した。整理にあたっては、各表に示すベンチマークを活用した。

初期費用および維持費用の「支援あり（補助金、助成金）」について、初期費用は 8 件（約 23%）、維持費用は 6 件（約 17%）あり、全般的に補助金額は費用に対して半分（補助率 1/2）の支援をしているところが多かった。支援実施者は、ほとんどが回答者の所在地である都道府県や市町村が対応している。

また表 3-3 および表 3-4 の結果を基に、認証取得に係る初期費用・維持費用の負担構造（実費用）を図 3-8、認証取得に係る初期費用・維持費用の負担構造（支援あり）を図 3-9 のように整理した。図 3-10 は実費用および支援ありのどちらも示した散布図である。図中の丸（●）と三角（▲）が重なっているものは、支援がなかったことを示している。矢印があるものは、支援があり、その傾向を示したものである。

表 3-3 認証取得に要する初期費用の負担度合い（実費用・支援あり）

初期費用 (実費用)		面積あたり負担額			
		低	中	高	CoC
絶対額	低負担	5	1	2	5
	中負担	3	0	1	6
	高負担	3	3	2	1
初期費用 (支援あり)		面積あたり負担額			
		低	中	高	CoC
絶対額	低負担	10	3	4	12
	中負担	2	0	0	0
	高負担	1	0	0	0

注 1：総数 36 件（うち不明 1 件。無回答 1 件）。単一回答

注 2：CoC は絶対額を基に、「低負担」「中負担」「高負担」で分類した。

初期費用 絶対額ベンチマーク	初期費用 面積負担額ベンチマーク
低負担 ~50 万円	低 ~500 円/ha
中負担 50~100 万円	中 500~1,000 円/ha
高負担 100 万円以上	高 1,000 円/ha以上

表 3-4 認証維持費用の負担度合い（実費用・支援あり）

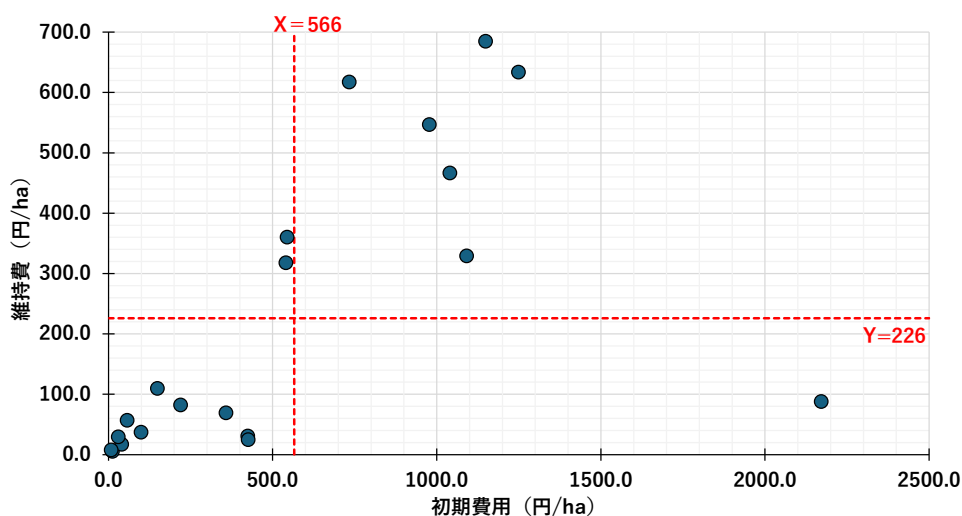
維持費用 (実費用)		面積あたり負担額			
		低	中	高	CoC
絶対額	低負担	9	1	0	8
	中負担	5	3	4	5
	高負担	0	0	0	0

維持費用 (支援あり)		面積あたり負担額			
		低	中	高	CoC
絶対額	低負担	9	2	0	8
	中負担	5	4	2	5
	高負担	0	0	0	0

注1：総数 36 件（うち無回答 1 件）。単一回答。

注2：CoC は絶対額を基に、「低負担」「中負担」「高負担」で分類した。

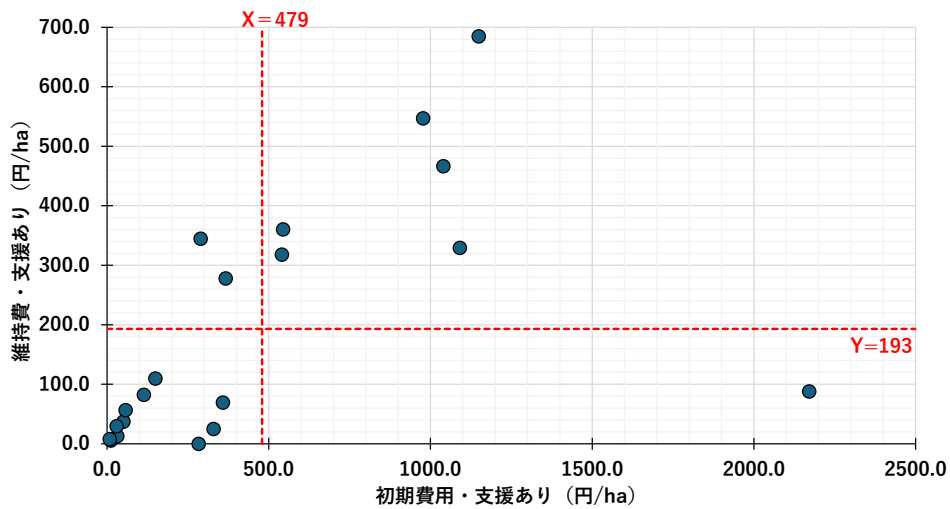
認証維持費用 絶対額ベンチマーク	認証維持費用 面積負担額ベンチマーク
低負担 ~40 万円	低 ~200 円/ha
中負担 40~80 万円	中 200~500 円/ha
高負担 80 万円以上	高 500 円/ha以上



注1：総数 20 件（初期費用および維持費用の両方を回答している団体が対象）。単一回答。

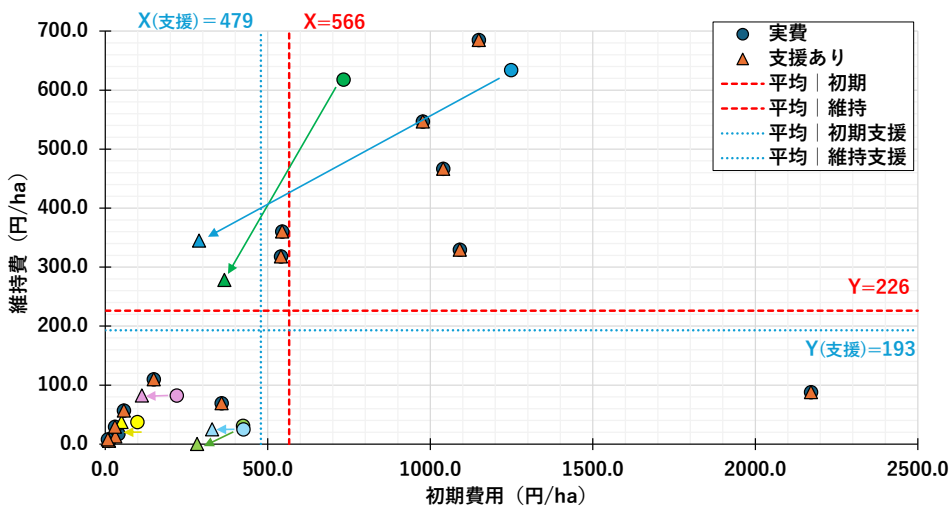
注2：20 件の平均値を初期費用の X= 566 円、維持費用を Y=226 円で示した。

図 3-8 認証取得に係る初期費用・維持費用の負担構造（実費用）



注1：総数 20 件（初期費用および維持費用の両方を回答している団体が対象）。単一回答。
 注2：20 件の平均値を初期費用（支援あり）の X= 479 円、維持費用（支援あり）を Y=193 円で示した。

図 3-9 認証取得に係る初期費用・維持費用の負担構造（支援あり）



注1：総数 20 件（初期費用および維持費用の両方を回答している団体が対象）。単一回答を加工。
 注2：実費用 20 件の平均値を初期費用の X= 566 円、維持費用を Y=226 円で示した。
 注3：支援あり 20 件の平均値を初期費用の X= 479 円、維持費用を Y=193 円で示した。
 注4：図中の丸（●）と三角（▲）が重なっているものは、支援がなかったことを示す。図中の矢印があるものは、支援があり、その傾向を示す。

図 3-10 認証取得に係る初期費用・維持費用の負担構造（実費用・支援あり）

(3) 効果と課題

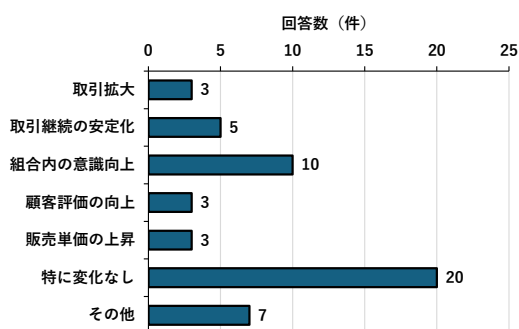
認証取得による主な変化は図 3-11 のとおりである。「特に変化なし」が 20 件（約 39%）で、次いで「組合内の意識向上」が 10 件（約 20%）、「その他」が 7 件（約 14%）であった。「その他」の内容としてポジティブな意見では、認証林の機能向上、維持管理等の品質

の向上が挙げられていた。また、認証材の引き合いが若干増えた、一時的に販売単価の上昇もあったと挙げられていたが、その一方で、毎年掛かる費用に対して販売単価の上昇ができていないというネガティブな意見もあった。

認証取得による現在の主な課題は図 3-12 のとおりである。「効果（需要・価格）につながりにくい」が 33 件（約 30%）で、認証材が市場で十分に評価されていないとの認識が強かった。これに「川中・川下に十分理解されない」の 18 件（約 16%）も含めると、需要側に関する課題が全体の回答数の半数近くを占めている。

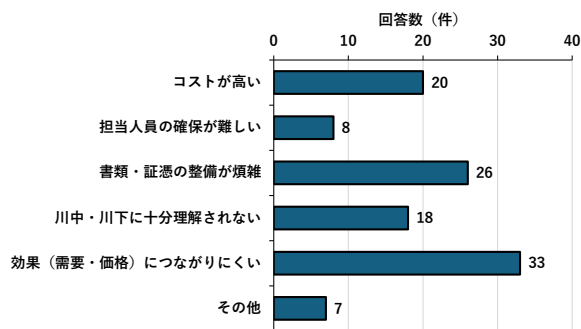
一方で、内部運用でいえば「書類・証憑の整備が煩雑」のほか、「コストが高い」が 20 件（約 18%）、「担当人員の確保が難しい」が 8 件（約 7%）と、事務負担・人員不足・維持費用が課題となっていることがわかった。

「その他」の 7 件（約 6%）は、自治体において制度に対する知識がなく使用する意識が低いことや、森林認証制度自体の意義の理解度が低い、認証材の需要が少ない、川中・川下にメリットがなければ普及促進されないこと、コストが高いことが挙げられていた。



注：総数 51 件。複数回答。

図 3-11 認証取得による主な変化



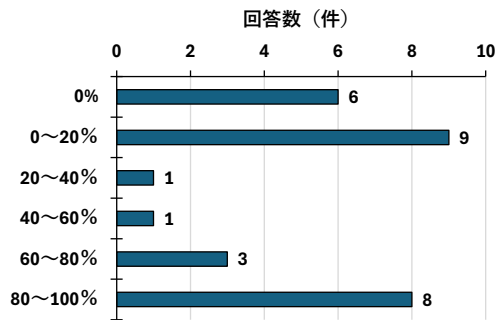
注：総数 112 件。複数回答。

図 3-12 認証取得による現在の主な課題

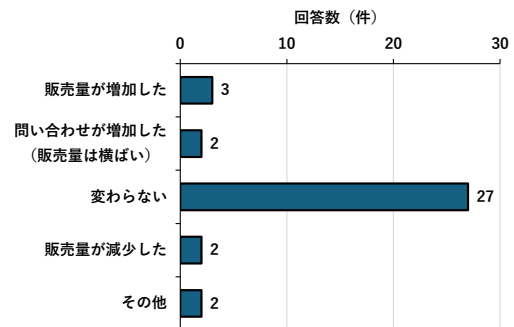
(4) 情報伝達と活用

令和 6（2024）年度の認証情報を付与された木材の販売割合は図 3-13 のとおりである。一方で「80～100%」の 8 件は、ほぼすべて認証材として出荷されていることから、一部の団体では認証材の流通が十分に機能している。一方で、「0%」、「0～20%」の 15 件が「ほぼ認証情報を付与していない」ことから、現状では認証制度は取得していても認証材の供給は限定的になっている団体が多いことがわかった。

近年の認証材の引き合いは図 3-14 のとおりである。「変わらない」が 27 件（約 75%）と全体の半数以上を占める一方、「販売量が増加した」は 3 件（約 8%）に留まっており、認証材が積極的に選択される市場には、まだ至っていないことがうかがわれた。



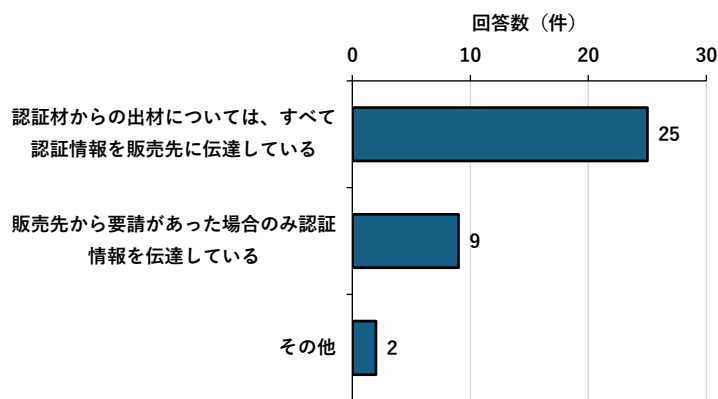
注：総数 36 件（うち無回答 8 件）。単一回答。
 図 3-13 年間の認証情報を付与された木材販売割合（令和 6 年度）



注：総数 36 件。単一回答。
 図 3-14 近年の認証材の引き合い

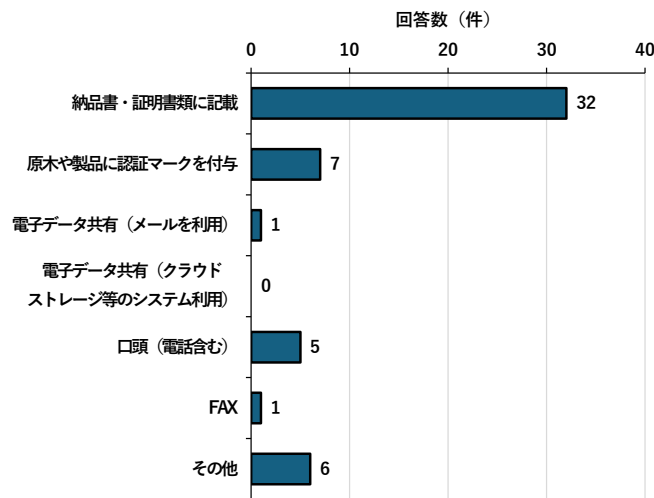
次に、認証林からの出材に関する情報伝達は図 3-15 のとおりである。「認証林から出材については、すべて認証情報を販売先に伝達している」が 25 件（約 69%）で、全体の半数以上を占めていた。供給側において認証材のトレーサビリティ確保に向けた取組が一定程度定着しているといえる。一方で、「要請があった場合のみ伝達している」が 9 件（約 25%）あり、川中・川下の需要や理解が不十分と思われるケースがあることがわかった。

認証や持続可能性に関する情報を川中・川下にどのように伝達しているかは図 3-16 のとおりである。「納品書・証明書類への記載」が 32 件（約 62%）と最も多く、情報伝達が紙媒体の取引書類に強く依存していることがわかった。一方で、電子データによる共有は、「メール」が 1 件（約 2%）、「クラウドストレージ等の利用」が 0 件（0%）と極めて少なく、デジタル化がほとんど進んでいないことが明らかである。



注：総数 36 件。単一回答。

図 3-15 認証林からの出材に関する情報伝達

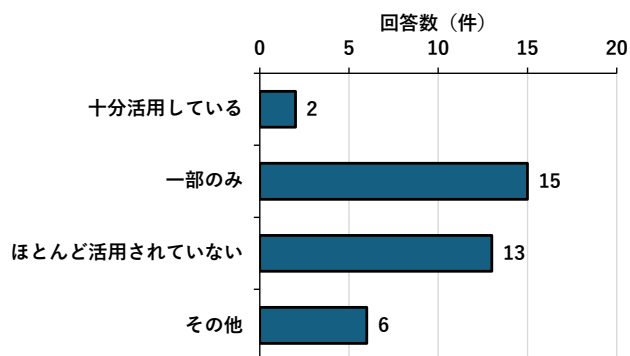


注：総数 36 件。単一回答。

図 3-16 認証や持続可能性に関する情報を川中・川下にどのように伝達しているか。

次に、川中・川下が認証情報をどの程度活用していると感じるかは図 3-17 のとおりである。「十分活用している」は 2 件（約 6%）に留まり、「一部のみ」が 15 件（約 42%）、「ほとんど活用されていない」が 13 件（約 36%）であった。この結果から、認証材に関する情報伝達は形式的には行われているものの、川中・川下において、その情報が十分に活用されているとは限らない、又は、活用の状況についてフィードバックがなされていない可能性が考えられる。

また、情報伝達に関する改善したい点を記述式で聞いたところ、事務処理や分別管理の負担が大きいという意見が多かった。現場のオペレーションに限界に近いことや、発送伝票の記載方法が分かりにくいといった意見もあり、情報伝達手段の煩雑さが現場負担を大きくしていると考えられる。



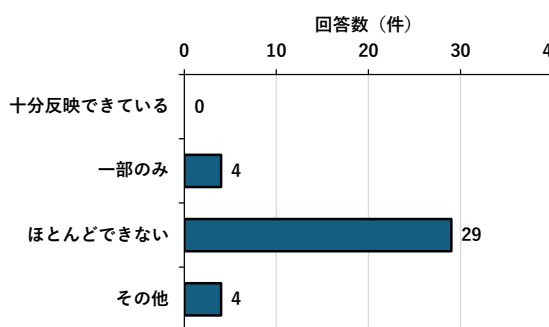
注：総数 36 件。単一回答。

図 3-17 川中・川下がその情報をどの程度活用していると感じているか

(5) 付加価値化について

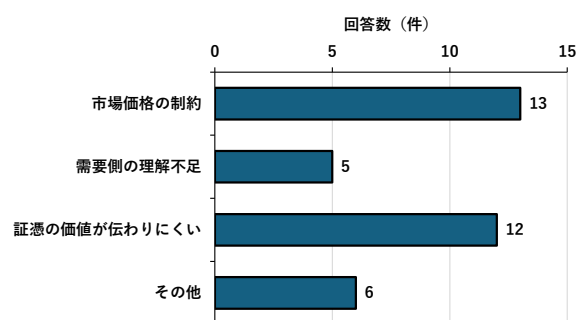
認証・合法性確認に係るコストをどの程度取引価格に反映できているかは図 3-18 のとおりである。その結果、「十分反映できている」が 0 件（0%）で、半数以上が「ほとんどできない」29 件（約 78%）と回答しており、認証制度の運用に要する費用が市場価格に転嫁されていないことがわかった。

認証・合法性確認に係るコストの反映が難しい場合の最も大きな理由として得られた回答は図 3-19 のとおりである。その結果、「市場価格の制約」が 13 件（約 36%）と最も多く、次いで「証憑の価値が伝わりにくい」が 12 件（約 33%）であった。また、「需要側の理解不足」は 5 件（約 14%）であった。「その他」の 6 件（約 17%）は、「認証材の使用価値を必要としていない」ことや、「価格転嫁を目的としていない」こと、「付加価値化が進んでいない」ことが挙げられた。また、認証材と非認証材を比較したときに、同単価であれば認証材が選択されるが、認証材の単価が上がれば、安い非認証材を選択するという声もあった。



注：総数 37 件。単一回答。補足で「その他」に 1 件回答があった。

図 3-18 認証・合法性確認に係るコストは、どの程度取引価格に反映できているか

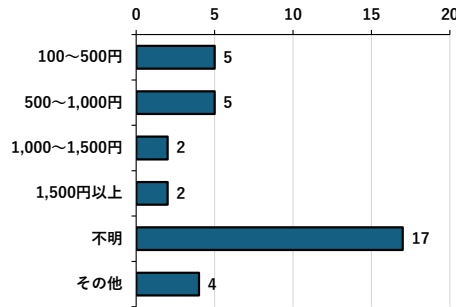


注：総数 36 件。単一回答。

図 3-19 反映が難しい場合の最も大きな理由 (図 3-18 と関連)

次に、認証材を供給するための追加コストを木材価格に反映させる場合、概ねどの程度の上乗せが必要かは図 3-20 のとおりである。その結果、「100～500 円」と「500～1,000 円」が各 5 件ずつであった。一方で、「不明」が 17 件と約半数を占めており、追加コストを定量的に把握できていないことがうかがえる。また上乗せ額 1m³あたり 100～1,000 円は、例えば原木価格が 15,000 円/m³の市場の場合 0.7～7%の上昇、木材製品価格が 10 万円の場合は 0.1%～1%の上昇と試算できる。

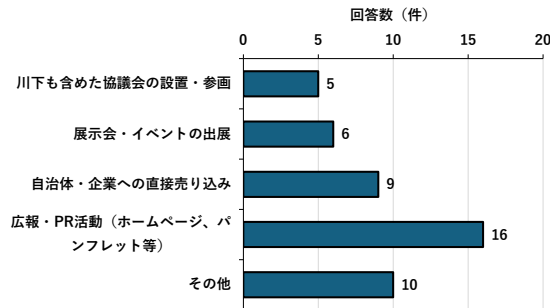
認証材の付加価値化・販売拡大のために行っている取組は図 3-21 のとおりである。その結果、「広報・PR 活動」が 16 件（約 35%）と最も多く、次いで「自治体・企業への直接売り込み」が 9 件（約 20%）であった。「その他」が 10 件（約 22%）で、そのうち特になしが 5 件あったが、行政からの情報、山林所有者に説明等の実施、木材市場との連携も挙げられていた。



注1：総数36件（うち無回答1件）。単一回答を加工。

注2：m³あたり単価を記述で回答してもらった。

図 3-20 認証材を供給するための追加コストを木材価格に反映させる場合、概ねどの程度の上乗せが必要か



注：総数46件。複数回答。

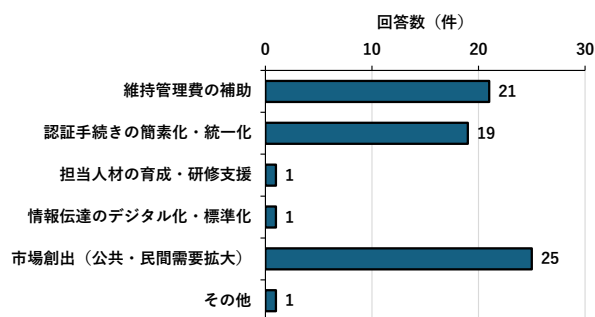
図 3-21 認証材の付加価値化・販売拡大のために行っている取組

(6) 今後の展望

今後、行政や業界に期待する支援は図 3-22 のとおりである。その結果、「市場創出（公共・民間需要拡大）」が25件（約37%）、次いで「維持管理費の補助」が21件（約31%）、「認証手続きの簡素化・統一化」が19件（約28%）であった。

また、今後の認証制度の方向性に関する意見を記述式で聞いたところ、13件の回答があり、「認証材の価格・収益性（プレミア）の確保」、「需要拡大・認知向上（川下・消費者への価値訴求）」、「現場負担の軽減（手続き・監査・費用）」、「公的インセンティブ・政策支援」、「認証制度の体系・役割分担（森林認証や他制度（CW）」、「認証の理念・社会的意義と実効性の両立」といった意見に整理できた。

これらの結果から、認証制度の普及拡大にあたっては、制度そのものの理念や必要性に対する否定的な見方が強いというよりも、認証を取得・維持することの経済的合理性が現場で十分に見出されていないことが大きな課題と考えられる。特に「市場創出」が最も多く挙げられたことは、認証材に対する需要が拡大し、認証取得が販路や価格面でのメリットにつながる構造の形成が、制度定着の前提として認識されていることを示している。



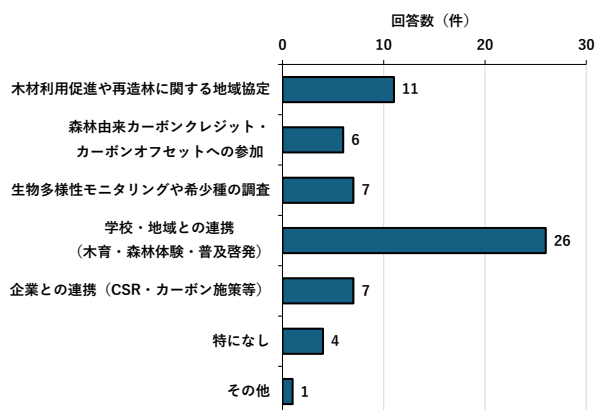
注：総数 68 件。複数回答。

図 3-22 今後、行政や業界に期待する支援

(7) その他環境・社会関連の取組 (生物多様性を含む)

森林認証制度以外のその他の環境・社会関連の取組 (生物多様性を含む) については、図 3-23 のとおり、「学校・地域との連携 (木育・森林体験・普及啓発)」が 26 件 (約 42%) と最も多かった。次いで、「木材利用促進や再造林に関する地域協定」が 11 件 (約 18%) であった。

上記に関連し、具体的な取組内容を記述式で聞いたところ、15 件の回答があり、「地域クレジットや J-クレジットの価値創出・販売による森林価値の可視化」、「学校教育・環境学習・出前授業等による次世代への森林への理解促進」、「主伐後の再造林支援や基金創設等、持続可能な森林経営を支える独自制度」、「絶滅危惧種保護・巡視・植樹活動等、生物多様性保全の現場実践」、「企業・自治体・財団等との協定を活用した森林保全・利用促進の連携体制」、「地域イベント・協議会等による普及啓発と地域材の利用促進」という内容であった。



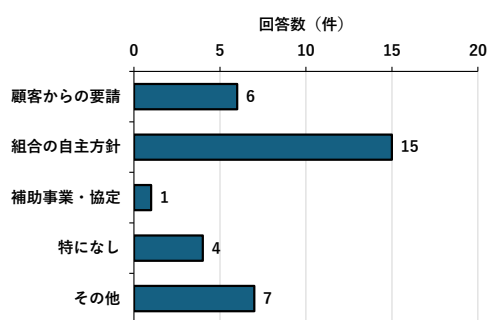
注：総数 62 件。複数回答。

図 3-23 森林認証以外で、環境・社会に配慮した自主的な取組を行っているか

次に、森林認証制度以外の自主的な取組のきっかけは図 3-24 のとおりである。その結果、「組合の自主方針」が 15 件 (約 46%) であった。一方で、「顧客からの要望」は 6 件 (約

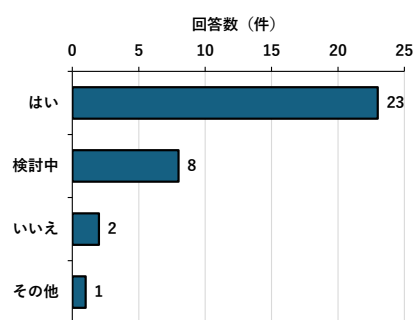
18%)であり、自主的な取組については、団体内部の理念や方針に基づく内発的な動機が、取組の主要な契機となっていることがわかった。「その他」の7件(約21%)は、顧客と組合の自主方針の両方ある場合や、組合員の要望、学校からの要望、地方自治体からの要望、森林認証のグループ方針等があった。

また、自主的な取組について、今後も継続・拡充したいかは図3-25のとおりである。その結果、「はい」が23件(約68%)と全体の半数を占めていた。一方で、「検討中」が8件(約24%)、「いいえ」が2件(約6%)である。



注：総数33件。単一回答。

図3-24 自主的な取組のきっかけ

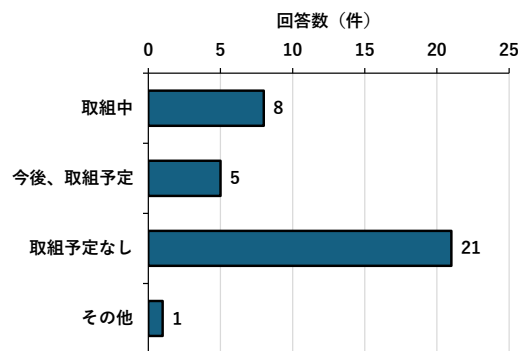


注：総数34件。単一回答。

図3-25 今後も継続・拡充したいか

次に、「森林の生物多様性を高めるための取組(森林経営計画の別紙様式)」の実施状況は図3-26のとおりである。「取組予定なし」が21件(約60%)とほとんどであった。次いで、「取組中」が8件(約23%)、「今後、取組予定」が5件(約14%)であった。

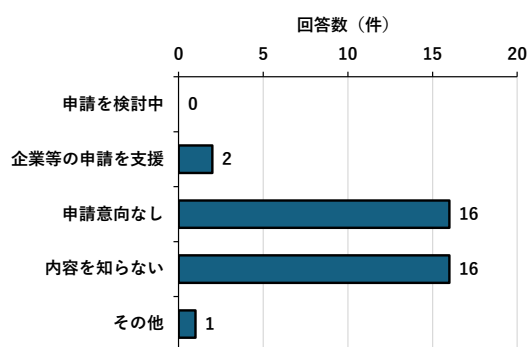
実施状況の理由を記述式で聞いたところ、20件の回答があり、取り組む理由として「生物多様性の重要性認識および既存の取組の存在」等が挙げられていた。取り組まない理由として「経営計画(森林経営計画・FM計画等)の未策定・検討段階」、「経営体制上の制約(人員不足・事業構造・業務内容)」、「獣害・自然環境条件による取り組みの困難性」、「認証制度・現行計画への依拠による追加取り組み不要の判断」が挙げられた。



注：総数35件。単一回答。

図3-26 森林の生物多様性を高めるための取組(森林経営計画の別紙様式)の実施状況

次に、地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」の申請意向を整理すると図 3-27 のとおりである。その結果、「申請意向なし」および「内容を知らない」が 16 件（約 46%）と、全体の半数以上を占める一方で、「申請を検討中」は 0 件（0%）であり、「自然共生サイト」の認知度・活用意向は極めて低いことがわかった。また「企業等の申請を支援」と回答したのは 2 件（約 6%）に留まった。



注：総数 35 件。単一回答。

図 3-27 地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」の申請意向

次に、認証取得・維持管理によって、森林の生物多様性保全や再造林の取組に変化があったかを記述式で聞いたところ、19 件の回答があった。「特になし・変化なし」が 10 件あり、意見の中には「直接的変化は見られないが、制度の理念や取り組みの方向性は有益であり、今後の活動に活かしていきたいと考えている」という内容もあった。また、「多少はありました」が 1 件、「不明」が 1 件である。

そのほかの意見としては、「CoC 認証：管理が徹底された」、「普段の森林管理において、鳥類や小動物の生息環境を意識した作業を行っている」、「森林認証林であることで、再造林を強く推し進めることができ、造林・保育事業への各自治体の補助が受けられる」、「認証の認知が今まで進まなかった事をふまえ、多くの人への周知と理解が必要だと思います」、「枯れ木の処理や、森林整備の安全に支障が生じない範囲での灌木類の除伐など、森林の生物多様性保全に十分に配慮するようになりました（グループ認証メンバーで同回答 2 件）」、「法令順守、再造林の促進、林地保護等は当然のことと考えるが、森林認証を取得していることで、認証基準に当てはめて森林が良くなるように取り組むことが当たり前になってきている」、「山林所有者やその人の為に管理する人は、経済林として山林を見るので、環境の為にだけ山林管理する人は少ないと思う。」が挙げられた。

第4章 「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイダンス」について

過年度に整理してきた内容および第2章、第3章で記載した調査結果を基に、木材供給事業者（川上・川中）が建築事業者等（川下）からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給・利用の課題等を整理し、「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイダンス」を作成した。別添資料として掲載する。